

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 30日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市岸部新町6-1

氏名 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

理事長 大津 欣也

電話番号 06-6170-1070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
事業場の所在地	大阪府吹田市岸部新町6-1
事業の種類	83：医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	398,240 t	全処理委託量	398,240 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	398,240 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	0.015 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	346,463 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	50,220 t

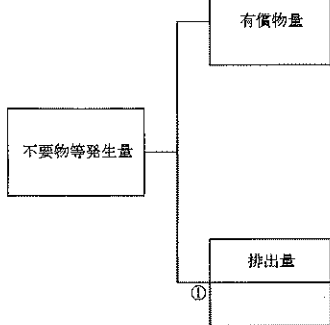
電子情報処理組織の使用に関する事項

	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	398,240	t
		前年度	341,438	t
	(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄				

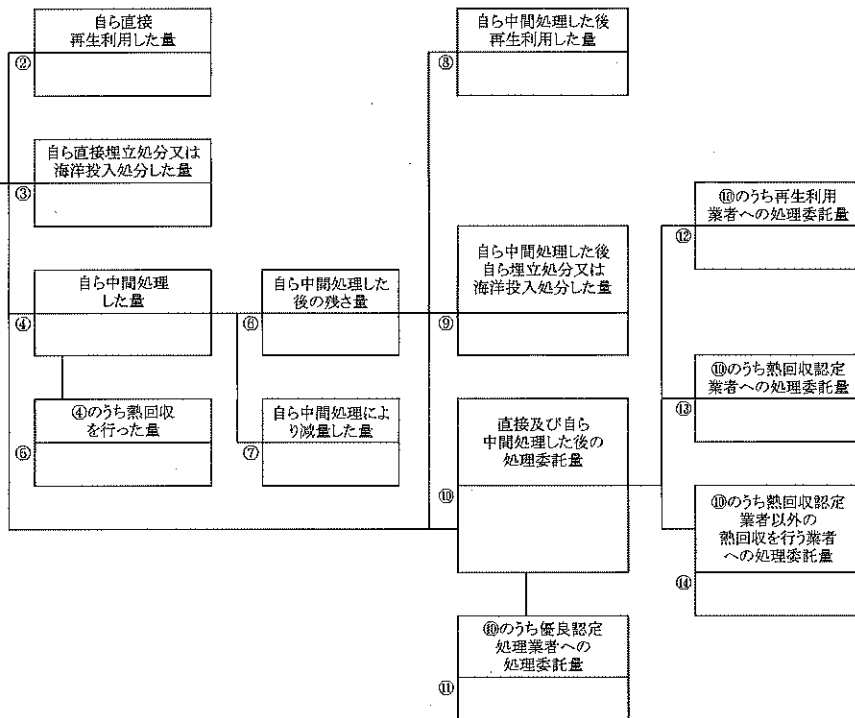
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ①引火性廃油)

別紙のとおり



項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑥自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ②引火性廃油(有害))

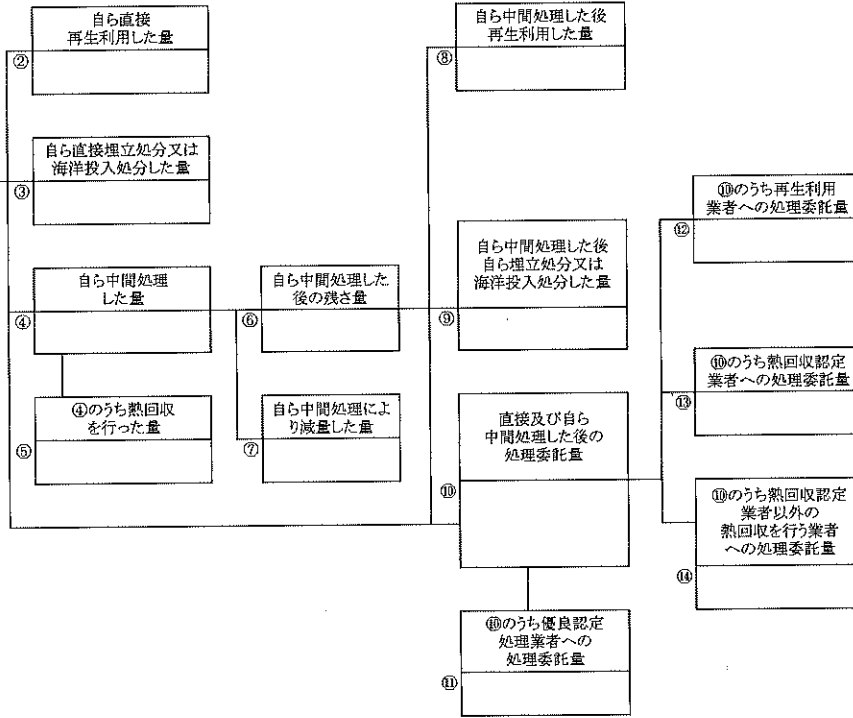
別紙のとおり

不要物等発生量

有償物量

排出量

①

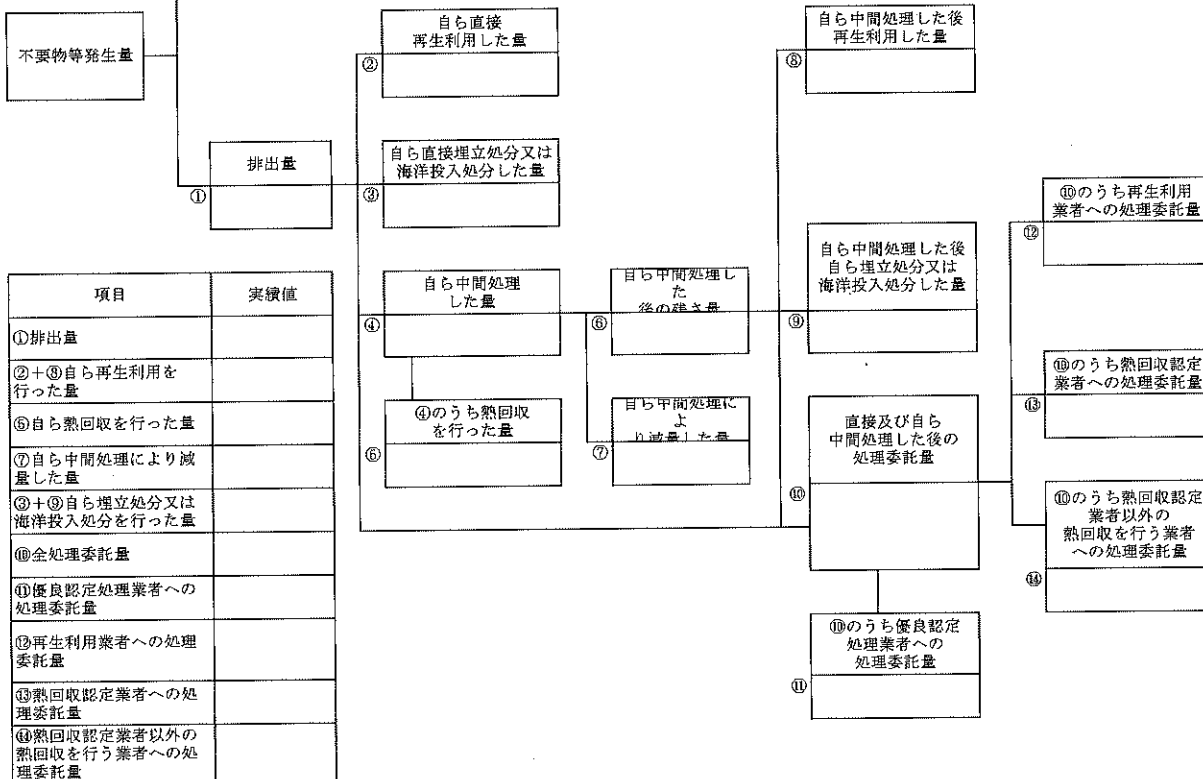


項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑥自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑥自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ③ 強酸)

別紙のとおり



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ④強アルカリ)

)

別紙のとおり

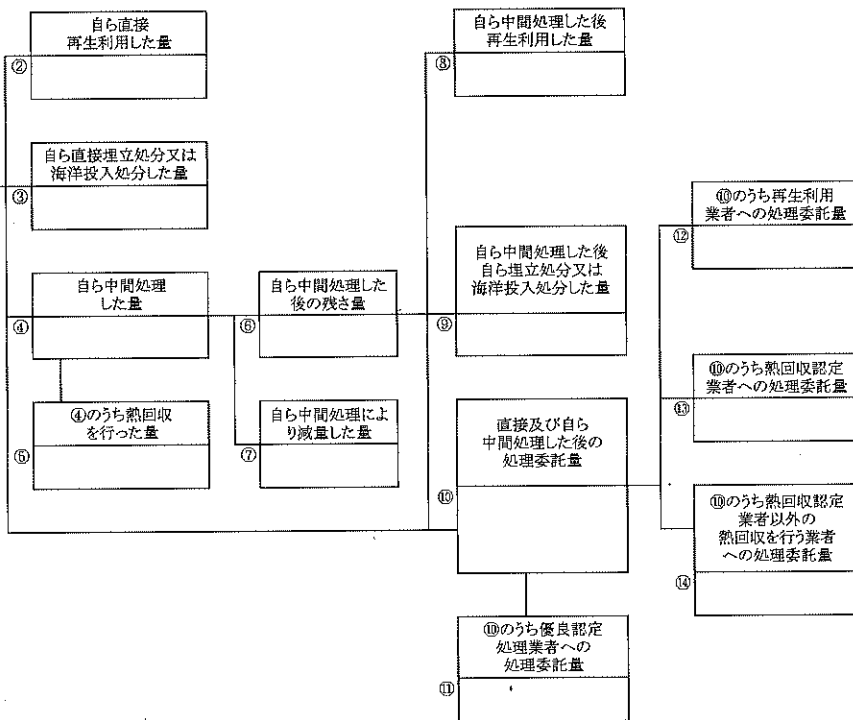
有償物量

不要物等発生量

排出量

①

項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑥自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ⑤ 強アルカリ(有害))

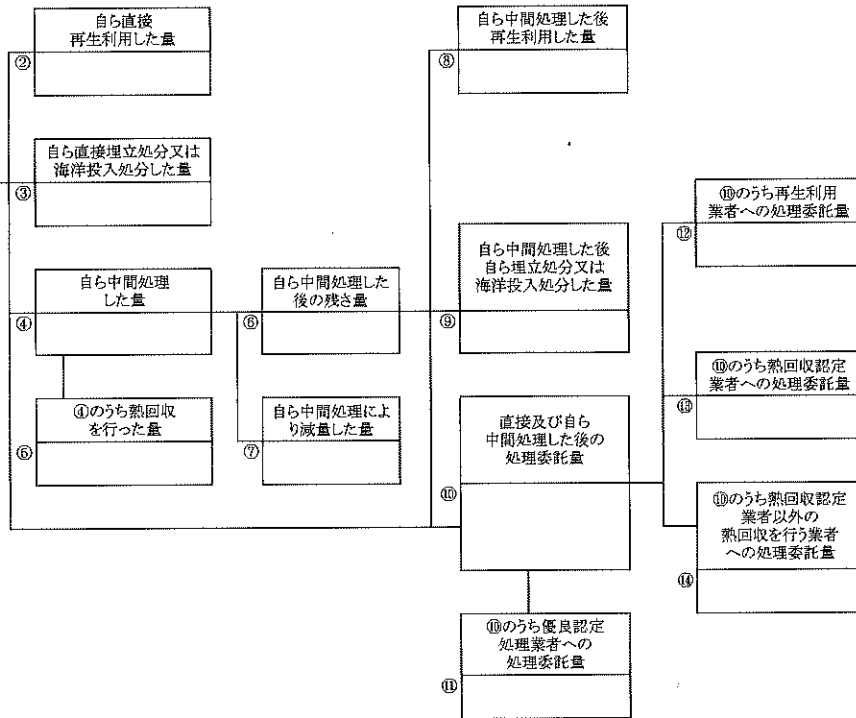
別紙のとおり

有償物量

不要物等発生量

排出量

①



項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

有借物量

排出量

①

②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

3

自ら中間処理

自ら中間処理した

④

④のうち熱回収
を行った量

⑦

自ら中間処理により減量した量



自ら中間処理した後
再生利用した量

9

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩のうち優良認定
処理業者への
処置費

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

13

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑩のうち熱回収認定
業者以外の

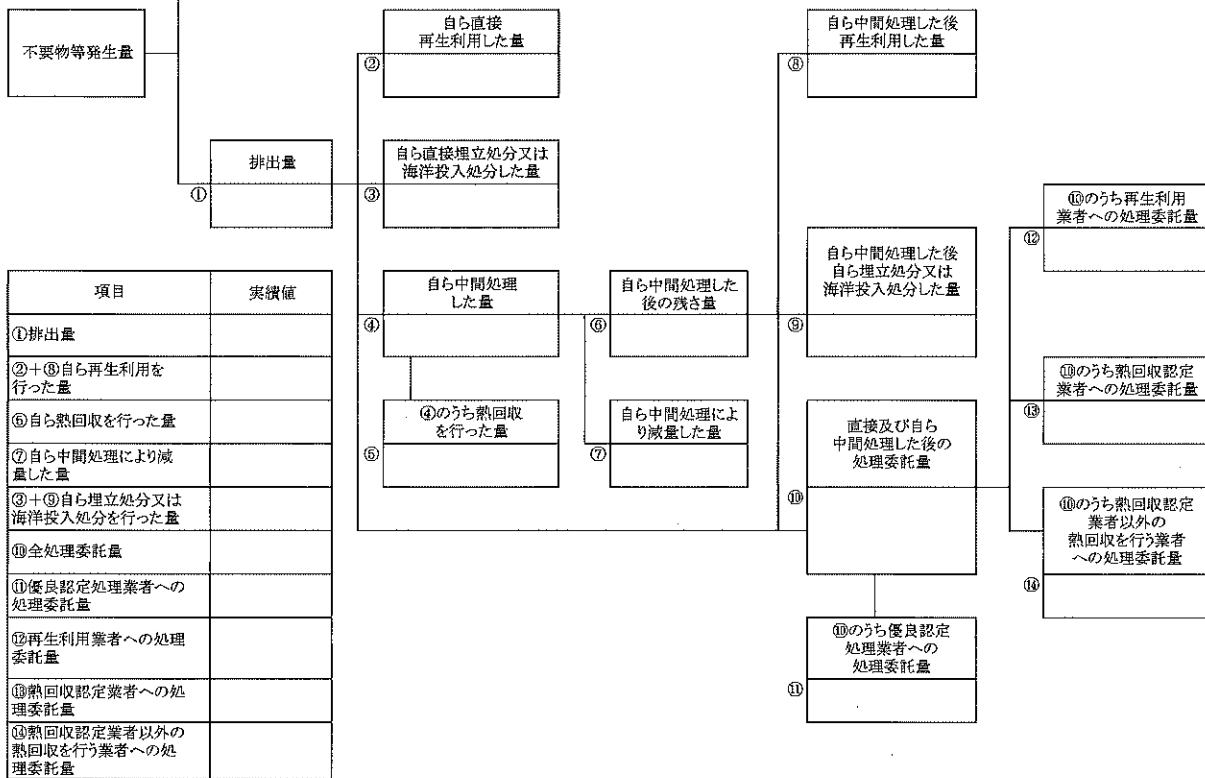
14

項目	実績値
①排出量	
②+⑤自ら再生利用を行った量	
③自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ⑦汚泥(有害))

別紙のとおり



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の別紙

出 発 地				
住 所	名 称	担 当 部 門	担 当 者 氏 名	電 話 番 号
特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所
特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所
特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所	特別管理産業廃棄物の発生場所

特別管理産業廃棄物の種類	コード	名 称	計 算 式										②+⑤
			①排出量	②自己処理量	③委託処理量	④中間処理量	⑤中間処理量	⑥中間処理量	⑦中間処理量	⑧中間処理量	⑨中間処理量	⑩中間処理量	
特別管理産業廃棄物の種類			①の量のうち、中間処理施設に投入された量	②の量のうち、中間処理施設に投入された量	③の量のうち、中間処理施設に投入された量	④の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑤の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑥の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑦の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑧の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑨の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑩の量のうち、中間処理施設に投入された量	⑪の量のうち、中間処理施設に投入された量
①引火性廃油	1	7000	1.094										1.094
②引火性廃油(有害)	2	7010	0.055										0.055
③強酸	3	7100	0.039										0.039
④強アルカリ	4	7200	0.562										0.562
⑤強アルカリ(有害)	5	7210	0.006										0.006
⑥燃焼性廃棄物	6	7300	339.650										339.650
⑦汚泥(有害)	7	7426	0.002										0.002
⑧	8												
⑨	9												
⑩	10												
⑪	11												
⑫	12												
⑬	13												
⑭	14												
⑮	15												
⑯	16												
⑰	17												
⑱	18												
⑲	19												
⑳	20												
合計			341.438	0	0	0	0	0	0	0	0	0	341.438

(注)①～⑩は原則として四捨五入、ただし、数字が桁数で示される小数点以下の桁数は、四捨五入する。⑪～⑳の数字は、①～⑩の数字の合計に等しい。